

表1 定期水質検査の検査頻度(水質基準項目)

			分 類	削減 不可 項目	省略 不可 項目	※1 給水区域内の過 去3年間の最大値 (H29年度～R1年度) (＜以下は、未満を表す)	原 水			給 水	
No	基準項目	基準値(mg/L)					浄水受水 (千葉県水 道局)	地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井 戸)	法令に基づ く検査頻度	蛇 口
1	一般細菌	100n/mL以下	病原生物の 代替指標	●	◎	0	年2回	年2回	年1回	月1回	月1回
2	大腸菌	検出されないこと		●	◎	不検出				年1回(B)	年1回(B)
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	無機物・ 重金属			<0.0003					
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下				<0.00005					
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下				<0.001					
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下				<0.005					
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下				<0.004					
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下		●	◎	<0.001					
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下				2.77					
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下				0.12					
13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.1					
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	一般有機・ 化学物質			<0.0002	年4回(A)	年2回	年1回	年4回	年1回(B)
15	1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下				<0.005					
16	シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下				<0.001					
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下				<0.001					
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001					
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下				<0.001					
20	ベンゼン	0.01mg/L以下				<0.001					
21	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒副生成物	●	◎	0.29				年4回	年4回
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下		●	◎	<0.002					
23	クロロホルム	0.06mg/L以下		●	◎	0.024					
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	0.004					
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.013					
26	臭素酸	0.01mg/L以下		●	◎	0.002					
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下		●	◎	0.053					
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下		●	◎	0.010					
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下		●	◎	0.018					
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下		●	◎	0.004					
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下		●	◎	<0.008					
32	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	色			0.005	年2回	年2回	年1回	年1回(B)	年1回(B)
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下				0.03					
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下				0.07					
35	銅及びその化合物	1.0mg/L以下				<0.01					
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	味覚			33.3				年1回(B)	年1回(B)
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	色			0.005					
38	塩化物イオン	200mg/L以下	味覚	●	◎	37.9					
39	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	300mg/L以下				123					
40	蒸発残留物	500mg/L以下				278					
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	発泡			<0.02				年4回	年1回(B)
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	カビ臭	●		<0.000001					
43	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下		●		<0.000001				発生時期に 月1回	発生時期に 月1回
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	発泡			<0.002					
45	フェノール類	0.005mg/L以下	におい			<0.0005				年4回	年1回(B)
46	有機物等(TOC)	3mg/L以下	味覚	●	◎	1.1				月1回	月1回
47	pH値	5.8以上8.6以下	一般性状	●	◎	8.2					
48	味	異常でないこと		●	◎	異常なし					
49	臭気	異常でないこと		●	◎	異常なし					
50	色度	5度以下		●	◎	1.3					
51	濁度	2度以下		●	◎	<0.1					

※1 R2年度は、まだ全ての検査を終了していないが、今のところ異常値はない。

(A) この項目の水質データは千葉県水道局から提供されるもの。但し、一回は千葉市が測定する。

(B) この項目は、水道法施行規則第15条第1項第3号ハにより、検査回数を減じることができる。

要約 過去3年間の最大値が基準値の1/5以下の場合は年1回以上、1/10以下の場合は3年に1回以上とすることができる。

ただし、水源水質に変化がある場合は、除く。

表2 定期水質検査の検査頻度(水質管理目標設定項目)

水質管理目標設定項目			原 水			給 水
			浄水受水 ※(A)	地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井戸)	蛇 口
1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L以下	年4回	年1回	年1回	—
2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L以下(暫定)		—	—	—
3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L以下		—	—	年1回
5	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L以下		年1回	年1回	—
8	トルエン	0.4mg/L以下		—	—	—
9	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L以下		—	—	—
10	亜塩素酸	0.6mg/L以下	—	—	—	—
12	二酸化塩素 ※1	0.6mg/L以下	—	—	—	—
13	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L以下(暫定)	年4回	—	—	年1回
14	抱水クロラール	0.02mg/L以下(暫定)		—	—	
15	農薬類 ※2	1以下(検出値と目標値の比の和として)	年1回	年1回	—	—
16	残留塩素	1mg/L以下	年4回	—	—	毎月
17	カルシウム、マグネシウム等(硬度)	10以上-100mg/L以下				
18	マンガン及びその化合物	0.01mg/L以下				
19	遊離炭酸	20mg/L以下	年4回	年1回	年1回	—
20	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L以下				—
21	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	0.02mg/L以下				—
22	有機物等(KMnO4消費量)	3mg/L以下				
23	臭気強度(TON)	3以下	年4回	年1回	年1回	年1回
24	蒸発残留物	30以上-200mg/L以下				
25	濁度	1度以下				
26	pH値	7.5程度				
27	腐食性(ランゲリア指数)	—1程度以上とし、極力0に近づける	年4回	年1回	年1回	年1回
28	従属栄養細菌	1mlの検水で形成される集落数が2000以下(暫定)				
29	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L以下				
30	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L以下(アルミニウムに関して)				
31	PFOS及びPFOAの量の和	0.00005mg/L以下(暫定)	年4回	年1回	年1回	年1回

※1 二酸化塩素は、消毒剤として使用していないため、検査を省略する

※2 農薬類(別表4)

農薬類の目標値は、農薬ごとの検出値をそれぞれの目標値で除した値の総和とする

※(A) 上水受水の水質データは千葉県水道局から提供されるものを活用する 但し、一回は千葉市が測定する(農薬除く)

: 基準項目の検査で行う

有機物等(KMnO4消費量)は基準項目の有機物等(TOC)で代替する

: 検査を実施しない

4、6、7、11は欠番

表3 定期水質検査の検査頻度(その他項目、毎日検査項目)

その他項目	原 水		給 水 (蛇 口)
	地下水 (認定水源)	地下水 (緊急用井戸)	
アンモニア態窒素	月1回	—	—
ダイオキシン類	年1回	—	—
色度 ※	—	—	毎日
濁度 ※	—	—	毎日
残留塩素 ※	—	—	毎日
pH値 ※	—	—	毎日
臭気 ※	—	—	毎日
クリプトスポリジウム指標菌(大腸菌・嫌気性芽胞菌)	年4回	年4回	—
放射性セシウム(Cs134・Cs137)	年4回	—	—

※ 法令に基づく項目

☐ は、検査を実施しない

表4 水質管理目標設定項目の農薬類

水質検査項目(49項目)

	水質管理目標設定項目	用 途	目標値 (mg/L)
1	1,3-ジクロロプロペン(D-D)	殺虫剤	0.05
2	EPN	殺虫剤	0.004
3	MCPA	除草剤	0.005
4	アセフェート	殺虫剤・殺菌剤	0.006
5	イソキサチオン	殺虫剤	0.005
6	イソプロチオラン(IPT)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.3
7	イプロベンホス(IBP)	殺菌剤	0.09
8	イミノクタジン	殺虫剤・殺菌剤	0.006
9	エトフェンブロックス	殺虫剤・殺菌剤	0.08
10	オキシ銅(有機銅)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
11	カルバリル(NAC)	殺虫剤	0.02
12	キャプタン	殺菌剤	0.3
13	グルホシネート	除草剤・植物成長調整剤	0.02
14	クロルニトロフェン(CNP)	除草剤	0.0001
15	クロルピリホス	殺虫剤	0.003
16	クロロタロニル(TPN)	殺虫剤・殺菌剤	0.05
17	シアノホス(CYAP)	殺虫剤	0.003
18	ジクロルボス(DDVP)	殺虫剤	0.008
19	ジクワット	除草剤	0.01
20	シマジン(CAT)	除草剤	0.003
21	ジメトエート	殺虫剤	0.05
22	ダイアジノン	殺虫剤・殺菌剤	0.003
23	ダゾメット、メタム及び メチルイソチオシネート	殺菌剤	0.01
24	チウラム	殺虫剤・殺菌剤	0.02
25	チオジカルブ	殺虫剤	0.08
26	チオファネートメチル	殺虫剤・殺菌剤	0.3
27	トリクロピル	除草剤	0.006
28	トリクロルホン(DEP)	殺虫剤	0.005
29	トリフルラリン	除草剤	0.06
30	ナプロパミド	除草剤	0.03
31	パラコート	除草剤	0.005
32	フィプロニル	殺虫剤・殺菌剤	0.0005
33	フェニトロチオン(MEP)	殺虫剤・殺菌剤・植物成長調整剤	0.01
34	フェノブカルブ(BPMC)	殺虫剤・殺菌剤	0.03
35	フェントエート(PAP)	殺虫剤・殺菌剤	0.007
36	ブタミホス	除草剤	0.02
37	フルアジナム	殺菌剤	0.03
38	プロシミドン	殺菌剤	0.09
39	プロチオホス	殺虫剤	0.007
40	プロピザミド	除草剤	0.05
41	プロベナゾール	殺虫剤・殺菌剤	0.03
42	ベノミル	殺菌剤	0.02
43	ペンタゾン	除草剤	0.2
44	ペンディメタリン	除草剤・植物成長調整剤	0.3
45	ペンフラカルブ	殺虫剤・殺菌剤	0.04
46	ホスチアゼート	殺虫剤	0.003
47	マラチオン(マラソン)	殺虫剤	0.7
48	メソミル	殺虫剤	0.03
49	メタラキシル	殺虫剤・殺菌剤	0.2